

## 日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第五章 農民組合法の制定をめぐる運動

## 第二節 農民団体の動き

ついで五月一日には農林省より天然資源局の見解として「農民組合法要領」が提示され、三月一日附の見解がさらに具体的に明らかにされた。この農林省の提示意見に対し日農主体性派、全農、全農連三団体間に共同懇談会がもたれ討議の結果「共同意見書」を決定し、五月二五日これを農林省に提出した。これによれば、現在の政治情勢の下においては、真に農民の利益を促進する如き農民組合法の制定を期待しえないこと、反動的勢力が農民組合法を利用し反民主主義的運動を展開する可能性あることを指摘し、農民組合法の早急な制定には反対するとその結論を提示したものである。つぎにその共同意見書(要旨)をかかげる。

## 農民組合法設定に関する意見

(一)農民組合法は、わが国農民が一致団結してその社会的経済的地位の維持向上をはかることによって、全体としてのわが国の民主主義的発展のための一致共同の運動を確保することにその設定の目標を置くべきである。

しかるにわが国現在の政治的諸条件は、かかる根本目標を指向し、かつ実現するに足る農民組合法の設定を期待し得ない如き政治勢力によって左右されている実情にあるのみならず反民主主義的な古い農村勢力が、農民組合を拠点として再びたい頭することをさえ許す結果になるおそれがある。

従つて、このような実際上の諸事情を考慮し、われわれは当面農民組合法の性急な設定には反対の意志を表明せざるを得ない。

(二)なお、農民組合法の設定にあたって、われわれが確保すべきことを主張する原則的諸事項を参考のため掲記すれば左記のとうりであつて、これらの原則的諸事項のいかなるものをも無視するいかなる農民組合法の設定にも、われわれは強く反対するものであることを言明する。

## 記

(1)農民の全般的幸福をもたらすための一致共同の運動を遂行するため、農民組合による農民の団体行動は法的に保証されていなければならない。特に正当な農民の団体行動が反民主主義的な官憲によって不当に抑圧されないためには、刑法第三五條の規定を農民組合の行う団体交渉その他の行為についても適用することが必要である。

(2)農民の社会的経済的利益を改善するため、組合員によって民主的に選出された代表による団体契約の遂行実施を目的とする団体交渉は、農民の社会的経済的地位の

向上と福利の増進に係るすべての対象、特に政府機関及び地方自治体との間になさるべきことが保証されるべきである。

(3) 農民組合を組織する場合、官僚主義的な御用組合を育成するおそれのある行政官庁の承認を要するという認可主義でなく、農民一致共同の運動の自由な発展を保証するため農民組合法の定めるところに従って行政官庁に届出したものはすべて有効であるという届出主義によるべきである。

(4) 組合員となり得るものの資格はつぎの通りでなければならない。

(A) 自ら農業を営むもの(耕作農民)

(B) 雇傭によって農業労働に従事するもの(農業労働者)

(C) 農業に直接従事しないが、組合が必要と認めたもの(農民組合専従者または協力者)

(5) 農民組合の組織形態については

(A) 全組合員が一組合に加入し、市町村単位に支部をつくり都道府県単位に連合会を結成し、中央に総本部を置くという全国単一組織

(B) 農業協同組合の場合のように、市町村単位に農民組合を組織し、この単位組合の連合体を都道府県段階及び全国段階に結成するという連合体組織

との二つの組織形態が採用し得るが、農民組合法においては、右の二つのいずれかに組織形態を限定すべきでなく、結成されるべき農民組合の運動の組織方針に応じて、全国単一組織もしくは連合体組織のいずれを採用するも当該組合の任意とすべきである。一九五〇・五・二五

日本農民組合、全国農民組合、全国農村青年連盟

日農主体性派本部では、現在の政治情勢下に組合法の制定が民主的農民運動を制約する危険のあることを指摘し早急な制定には警戒しつつも、根本的にはその実現を希望して「農民組合法草案」を作成し、また七月六、七日の全国会長、書記長会議において、法案の制定運動を積極的に推進し、農林省の消極的態度を不満として、組合法案を臨時国会に議員提出案として上提すること等を決定した。全農、農青連は、もしも国会に上提されるばあいはこれに協力して実現に努力するとの態度を決定した。前記三団体は一二月二二日「農民組合に関する要綱」を作成し、共同歩調をもって同法案の制定のため、司令部、政府、議会方面への運動をつづけている。

これに対し日農統一派は同法の真の意図が

1、終戦直後農地改革実施期にやらず、農地改革打切り、労組法骨抜きその他民主的諸権利をうばうような政治情勢に提出される点。

2、内外独占資本のはげしい収奪に農民は強訴的な形で闘争を展開し始めた時に提出されている点。

3、この法律制定に主体性派が積極的であることは労働組合における民同育成のコースを農民運動においても法律の下において行うとするものである(「農民運動資料」第二号三ページ)。

との理由で反対態度を表明した。

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---